4　この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の制限又は条件を付けることがある。

一　農林水産大臣が、漁場の安定的な利用関係の確保のため必要があると認めて衛星船位測定送信機を備え付けることを命じたときは、当該命令に従って衛星船位測定送信機を当該許可に係る指定漁業の用に供される船舶内に備え付けなければならない。この場合において、衛星船位測定送信機を備え付けた船舶の船長は、操業し又は航行する期間中は、衛星船位測定送信機を常時作動させなければならない。

二　漁業監督官が、一により得られた情報その他の情報により、操業の区域に関する制限又は禁止の措置に違反している疑いがあると認めて、操業が認められていない区域（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域を除く。）から退去するよう指示したときは、これに従わなければならない。

別記　操業区域

一　北緯十度二十秒の線以北、北緯三十三度九分二十七秒以北の東経百二十七度五十九分五十二秒の線、北緯三十三度九分二十七秒東経百二十七度五十九分五十二秒の点から北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点から北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点に至る直線、北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点から北緯二十五度十五秒東経百二十度五十九分五十五秒の点に至る直線及び北緯二十五度十五秒以南の東経百二十度五十九分五十五秒の線から成る線以西の太平洋の海域

二　北緯三十三度十二秒の線以北、東経百二十七度五十九分五十二秒の線以西、東経百二十七度二十九分五十三秒の線以東の海域

○農林水産省告示第五百五十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、遠洋底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成二十九年四月七日　農林水産大臣　山本　有二

一　許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数

一五トン以上の船舶　七隻

二　許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十九年四月七日から同年七月七日まで

備考

1　この告示に係る許可の有効期間は、平成二十九年八月一日から平成三十四年七月三十一日までとする。

2　この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の制限又は条件を付けることがある。

一　南極の海洋生物資源の保存に関する条約（昭和五十七年条約第三号）、南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約（平成二十一年条約第十七号）、北西大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する条約（昭和五十五年条約第一号）、中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約（平成七年条約第二十五号）、南インド洋漁業協定（平成二十六年条約第九号）及び北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約（平成二十七年条約第三号）に基づく資源保存管理措置並びに環境保護に関する南極条約議定書（平成九年条約第十四号）に基づく環境保護のための措置を遵守しなければならない。

二　天皇海山水域（北緯二十五度の線、東経百六十五度の線、北緯五十度の線及び西経百七十五度の線に囲まれた水域（アメリカ合衆国の排他的経済水域を除く。）をいう。）において操業に使用する曳き網は、網目の結節から結節までの長さが十センチメートル以上であり、コッドエンドに内張（底ずれの防止を目的とするものを除く。）が取り付けられていないものでなければならない。

○農林水産省告示第五百五十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、大中型まき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成二十九年四月七日　農林水産大臣　山本　有二

一　許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数

操業区域	漁業の方法	総トン数 旧トン数	総トン数 新トン数	隻数	備考（階層名）
一　操業区域（別記一の操業区域をいう。以下同じ。）の1	一そうまき	一五トン以上三〇トン未満	一五トン以上三七トン未満	二	(一)
		一五トン以上四〇トン未満	一五トン以上四八トン未満	二	(二)
		四〇トン以上六〇トン未満	四八トン以上八一トン未満	一〇	(三)
		四〇トン以上一〇〇トン未満	四八トン以上一三六トン未満	一	(四)
			四八トン以上五〇〇トン未満	九	(五)
	二そうまき	一五トン以上三〇トン未満	一五トン以上三七トン未満	一八	
二　操業区域の1及び2	一そうまき		四八トン以上五〇〇トン未満	二	
三　操業区域の1、2及び4	一そうまき		四八トン以上五〇〇トン未満	二	